

📌 間違いやすい加算についての解説!!

その①【入院時情報連携加算】



<よくある間違い>

NG 退院に向けた会議や病院等から状況を聞き取りした場合に算定

<加算概要>

入院時情報連携加算は、利用者が病院等に入院するにあたり、当該病院等の職員に対して利用者の心身の状況や生活環境等の必要な情報を提供したことを評価するものです。

<ポイント>★入院中や退院時のカンファレンスなどは対象外!!

<参考>

入院中や退院時に病院等の職員と面談し、必要な情報の提供を受けた上でサービス等利用計画を作成した場合には「医療・保育・教育機関等連携加算」や「退院・退所加算」を算定することができる場合があります。※併給不可、要件は別途確認してください。

その②【居宅介護支援事業所等連携加算】



<よくある間違い>

NG 居宅介護事業所(ヘルパー事業所)と連携した場合に算定

<加算概要>※居宅介護支援事業所のみ抜粋

居宅介護支援事業所等連携加算は利用者が計画相談を利用している期間及び利用を終了した日から6月内において、居宅介護支援事業所等(いわゆるケアマネージャー)へ情報提供、ケアマネ等の利用を開始するにあたり月2回以上居宅等を訪問し面接、ケアマネ等が開催する会議への参加したことを評価するものです。

<ポイント>★ヘルパー事業所への情報提供や会議参加は対象外!!

<参考>

ヘルパー事業所と会議を実施した場合等は「サービス担当者会議実施加算」や「集中支援加算」を算定することができる場合があります。



終了

本通信に関するお問い合わせ先
横浜市健康福祉局障害施策推進課相談支援推進係
TEL:045-671-4133 FAX:045-671-3566
E-mail:kf-shiteisoudan@city.yokohama.jp

